

問1 非正規公務員からも雇止めの不安の解消や処遇の改善を求める声があがっていますが、非正規公務員は、雇用政策上の対象範囲に含まれるものと考えてよいでしょうか。会計年度任用職員の大量の雇止めは労働施策総合推進法の「大量雇用変動」に該当すると考えられていますが、そのような理解でよいでしょうか。無期転換が公務員に適用されない理由をお聞かせください。

(答)

- 1 公務員には労働契約法の諸規定は適用除外であるものの、その雇用の安定は、公務員の働き方の問題として、政府全体で取り組むべき課題です。
- 2 会計年度任用職員の雇止めにおいても、労働施策総合推進法関係法令で定める要件に該当する場合には対象となります。
- 3 無期転換ルールが公務員に適用がないのは、労働契約法第21条の規定により、公務員は労働契約法の適用除外とされているためです。厚生労働省としては、公務員制度所管官庁に、無期転換ルールの趣旨・内容等について情報提供等を行っています。

(労働基準局労働関係法課)
(職業安定局首席職業指導官室)